

庄内町教育委員会議事録

平成 29 年第 14 回定例会

平成 29 年 11 月 24 日

庄内町教育委員会

	で承認します。3報告の(1)経過報告をお願いします。
教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。
梅木委員	11/8 庄内町第5学年文化交流会には、すみませんが出席できませんでしたので削除願います。
教育長	他にございませんか。
池田委員	10/29 立川中学校文化祭と11/5「最上・月山地域の砂防と活力ある未来を考える会」記念事業には私も出席させていただきました。
教育長	他にございませんか。ないようなので(2)平成30年度学校給食費についてをお願いします。
押切係長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。
今野委員	資料では、極端に賄材料費の数字が低い日があるのは、食材が低価格だったと捉えてよろしいかと思いますが、栄養価などの数値はどのようになっていますか。
押切係長	学校給食費の設定にあたって一番大切なのは、栄養の摂取基準をクリアしているかということが基礎になります。その基準はほぼクリアしておりますが、若干魚類が足りないことがありましたので、それは補うように栄養教諭とも話をしておりますし、児童生徒は魚が苦手だという現状もあるようなのでなかなか上手くいかないところもあるかもしれませんが、基準はクリアするように魚の回数を人気はなくても増やしていくということも必要かと話していました。
教育長	この資料では9月だけの実績なので、年間を通してみればバランスよく対応できるのかと思います。他にございませんか。
池田委員	11/9 学校給食運営委員会では給食費以外のことについては、どのような話し合いがなされたのでしょうか。
押切係長	来年度の学校給食費についての話し合いがメインでしたが、その他には給食の実施状況や、食育指導の実績についても報告させていただきました。また、新しい施設の運用から2ヶ月ほど経過して、子どもたちにアンケートをとらせてもらいその結果も出させてもらいました。小学校5、6年生と中学校全学年を対象に360人ほど抽出したアンケートでしたが、結果としては、「おいしい」「普通」が約9割で、「あまりおいしくない」というのが1割弱ありました。味についても「ちょうどいい」が一番多いのですが、「しょっぱい」よりは「薄い」という比率が多いようでした。これについて委員からは、あくまでも家庭の味が基準なのでこれで判断するのはどうなのかということや、どんな味付けにせよ100%「ちょうどいい」にはならないので、難しい面があるだろうといった意見を頂戴しております。
教育長	他にございませんか。ないようなので(3)その他はありませんか。ないようなので4付議事件に入ります。日程第1議案第68号平成29年度庄内町一般会計補正予算(第5号)の申出についてをお願いします。
海藤主査	(資料に基づき説明)
清野係長	(資料に基づき説明)
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなので原案のとおり可決したいがご異議ございませんか。

委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第68号 平成29年度庄内町一般会計補正予算（第5号）の申出については原案のとおり可決されました。日程第2議案第69号 条例制定の申出について（庄内町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）についてお願いします。
阿部主査	（資料に基づき説明）
教育長	連泊する場合、朝出かける時に部屋を片付けて荷物も全て持って行くと、夜戻ってきても日中は使用しないという団体もあると思うので、そうした場合の使用料のあり方についても事前に指定管理者と確認しておいた方がいいと思います。質問等ございませんか。
今野委員	公民館には飲食に関する制限はありませんか。
阿部主査	飲食はできますが、午後10時までとしております。
今野委員	そうしたことは条例以外で明記されていますか。
社会教育課長	条例に明記するのではなく、利用者向けのチラシなどに掲載してご理解を頂くことになると思います。
梅木委員	第14条では、「教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前条第1項の許可について利用の制限その他必要な条件を付することができる。」と規定されていますが、例えばどんなことが利用の制限や必要な条件になるのか、今の規則的なことでしょうか。今回どんなことが制限されると考えられるのでしょうか。
阿部主査	同条第2項には、「公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。」「施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。」「公民館の設置目的又は社会教育法第23条に規定する公民館の運営方針に反するとき。」これは例えば営利行為などですが、こういったものにつきましては、利用を制限することが謳われています。
梅木委員	細かいところは条文にはいれなくて、ルール作りや心がけとして出すということですね。
阿部主査	はい。
教育長	他にございませんか。ないようなので原案のとおり可決したいがご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第69号 条例制定の申出について（庄内町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）については原案のとおり可決されました。4付議事件は以上です。5その他に入ります。（1）第15回教育委員会定例会の開催については、平成29年12月22日（金）午後2時からの案ですが委員の皆さんいかがですか。
委員	（日程調整）
教育長	それでは、この日程で第二会議室にて開催しますのでよろしくをお願いします。（2）その他はありませんか。
五十嵐指導主事	（11/30教育委員会計画訪問（余目第一小学校）の案内）
教育長	他にございませんか。ないようなので以上で閉会します。
閉会	（午後3時21分）